

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1） 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（2） 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

（1） 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

（2） 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号の文書が日本語以外の言語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした当該文書の訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の規定による申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項第1号の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることについて当該役員の申出がある場合は、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面の添付を要しない。

（縦覧の場所）

第3条 法第10条第2項の縦覧は、規則で定める場所において行うものとする。

（申請書及び添付書類の補正）

第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであり、かつ、内容の同一性に影響を与えない範囲のものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正を行う場合は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した補正書に、補正後の申請書又は書類を添付して市長に提出しなければならない。

（社員総会の決議が省略された場合における議事録の記載事項）

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合は、当該社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 当該決議があったものとみなされた日
- (4) 当該議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、変更後の役員名簿を添付した届出書により行わなければならない。

2 法第23条第2項の規定による提出を行う場合における第2条第2項から第5項までの規定の適用については、同条第4項中「第1項の規定による申請」とあるのは「法第23条第1項の規定による届出」と、同条第5項中「第1項の申請書」とあるのは「第6条第1項の届出書」とする。

(定款の変更の認証申請)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、定款の変更の内容及び理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、定款の変更の内容及び理由を記載した届出書により行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、事業報告書等を添付した提出書により行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 法第30条の規定による謄写を請求する者は、その請求の際に、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第11条に規定する公文書の写しの交付に要する費用の例による。

(合併の認証申請における第2条の規定についての必要な読替え)

第11条 法第34条第5項の規定により法第10条の規定を準用する場合における第2条の規定についての必要な読替えは、同条第1項中「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第3項」と、同項第1号及び第2号中「設立しようとする特定非営利活動法人」と

あるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」とする。

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該特定非営利活動法人の設立の年月日
- (3) 当該特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(役員報酬規程等の提出)

第13条 法第55条第1項の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書を添付して行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定による提出は、事後遅滞なく、規則で定めるところにより、提出書を添付して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写に関する規定の準用)

第14条 第10条の規定は、法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(特例認定の申請における第12条の規定についての必要な読替え)

第15条 法第58条第2項の規定により法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項の規定を準用する場合における第12条の規定についての必要な読替えは、同条中「法第44条第1項」とあるのは「法第58条第1項」とする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第16条 第13条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による提出について、第13条第2項の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による提出について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

第17条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (2) 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要

(電磁的記録による保存)

第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項及び第3項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きとする。

2 特定非営利活動法人が電子文書法第3条第1項の規定により前項の備置きに代えて電磁的記録の保存を行おうとする場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

3 特定非営利活動法人が前項の規定により電磁的記録の保存を行おうとする場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

（電磁的記録による作成）

第19条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項までの規定による作成とする。

2 特定非営利活動法人が電子文書法第4条第1項の規定により前項の作成に代えて電磁的記録の作成を行おうとする場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第20条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が電子文書法第5条第1項の規定により前項の閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行おうとする場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によ

り行わなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第13条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。